

NPO法人ぐるーび藤

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人はNPO法人ぐるーび藤と称する。

(事務所)

第2条 本法人は事務所を神奈川県藤沢市におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本法人は高齢者、障がい者、病弱者などの自立支援および子育て支援をめざし、お互いに助け合い支え合う地域社会の実現に向け、自らの生活技術や専門的スキルを役立てることにより、多様な在宅支援サービスおよび施設サービスを提供し、地域福祉の増進に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 本法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 家事、介護、育児等に関する生活支援サービス、相談および支援事業
- (2) 地域福祉の向上に向けた学習および研修、啓発をはかる事業
- (3) 介護保険法にもとづく、居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業
- (4) 障害者総合支援法にもとづく障がい福祉サービス事業
- (5) 高齢者、障がい者等に対する居宅サービスおよび施設サービス事業

- (6) 乳幼児(病児を含む)とその母親・児童・生徒の放課後の預かり、および緊急時の乳幼児(病児を含む)とその母親の泊りに関する事業
- (7) 安心して住める地域社会の実現に貢献する事業
- (8) レストランおよび配食サービス事業
- (9) まちづくり活動を行う団体等の支援事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本法人には、次に掲げる会員をおき、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人および団体

賛助会員 本法人の目的に賛同して活動を支援するために入会した個人および団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書と共に入会金を添えて理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、理事長が入会を承認する。

- 2 賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書と共に、入会金および年会費を添えて理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、理事長が入会を承認する。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 本人が死亡した場合または会員である団体が消滅した場合は、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の項目のいずれかに該当するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の事業および運営に不利益をもたらしたとき
- (2) 自己または第三者の利益のために本法人を利用するなど、不正行為を行ったとき
- (3) 犯罪その他、社会的信用を失う行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第10条 すでに納入された抛出金品は返還しない。

第4章 役員、顧問、相談役、参与および職員

(役員)

第11条 本法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 8人以上15人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、会長1人、若干名の専務理事および常務理事をおくことができる。

(選任等)

第12条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、会長、専務理事および常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事または本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 理事長および会長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長および会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 専務理事および常務理事は、理事長および会長を補佐し、理事長および会長に職務遂行不可能な事態が生じたときまたは理事長および会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会の議決にもとづき、本法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (2) 本法人の財産状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関して不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため、必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行状況または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において、後任者が選定されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(解 任)

第15条 役員が次の項目のいずれかに該当するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(報 酬)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員の報酬およびその職務を執行するために要した費用の弁償は、総会の議決を経て理事長および会長が別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第17条 理事は次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者の為に本法人の事業の部類に属する取引をしようとする時。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本法人と取引しようとする時。
 - (3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとする時。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅延なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
 - 3 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しない。

(顧問、相談役および参与)

第18条 本法人は、顧問、相談役および参与をおくことができる。

- 2 顧問、相談役および参与は、本法人の事業に関し、必要な助言を行う。

(職 員)

第19条 本法人に、事務局長その他の職員をおくことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織等に関する事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 本法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 役員を選任および解任
- (3) 定款の変更
- (4) 入会金および年会費等
- (5) 解散および合併
- (6) その他重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度の終了後3か月以内で開催する。

2 臨時総会は、次の項目のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

3 あらかじめ提案された審議事項について、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を書面または電磁的方法により、開会日の5日前までに通知する。

3 前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった場合、理事長はその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席で成立する。

(議 決)

第27条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

が決する。

(表決権等)

第28条 総会における各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとする。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項について議決権を行使できない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 第23条第3項においては次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 毎事業年度の事業計画および活動方針
- (2) 毎事業年度の予算
- (3) 借入金に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の項目のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数および出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録に、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は理事長および会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長および会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、次に掲げる原則に従って行う。

- (1) 収益および費用は、予算にもとづいて行うこと
 - (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
 - (3) 活動計算書、貸借対照表および財産目録は会計簿にもとづいて、活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること
 - (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと
- 2 その他、会計に関する必要事項は理事会で認めた方法で行う。

(事業計画および予算)

第42条 本法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第44条 事業報告および決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(借入金)

第46条 本法人が前条の事業年度内において新規の資金として2億円以上の借り入れをしようとするときは、その借入限度額について総会の承認を得るものとする

第8章 定款の変更、解散、合併等

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の賛成をもって議決する。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第48条 本法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 本法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に規定する法人のうち本法人と類似の目的を有する法人で、総会において選定したものに帰属させるものとする。

(合併)

第50条 本法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第51条 本法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次の通りとする。その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年4月30日までとする。

理 事 長 鷺尾 公子
副理事長 宮田 安子
副理事長 松浦 佳子
理 事 石井 裕子
理 事 小野 淑子
理 事 長谷川 洋子
理 事 板東 知子

理 事 松岡 薫
理 事 松岡 文子
監 事 秋山 文子
監 事 守永 マスエ

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立のための総会の定めるところによるものとする。

4 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、法人成立の日から、平成12年3月31日までとする。

附 則 この定款は、平成15年1月21日から施行する。

附 則 この定款は、平成17年3月24日から施行する。

附 則 この定款は、平成17年11月11日から施行する。

附 則 この定款は、平成18年7月11日から施行する。

附 則 この定款は、平成23年（2011年）9月15日から施行する。

附 則 この定款は、平成24年（2012年）9月27日から施行する。

附 則 この定款は、平成25年（2013年）12月9日から施行する。

附 則 この定款は、平成28年（2016年）10月27日から施行する。

附 則 この定款は、平成30年（2018年）6月2日から施行する。

附 則 この定款は、令和2年（2020年）9月14日から施行する。

附 則 この定款は、令和6年（2024年）9月30日から施行する。